

お子さま向け保険のご案内

～ 個人賠償責任補償特約付 スタンダード傷害保険 ～

mamorino 3には、購入時に登録されたご利用者を対象とした「傷害保険」が付いております。

傷害保険の概要

【補償概要】 交通事故はもちろん、日常生活で予期せぬ偶然な事故でケガをした場合や、他人にケガをさせたり、他人の財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。（入院一時金・個人賠償責任保険金）

詳細は「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご確認ください。

【補償の対象者】 mamorino 3 利用登録者（注）となります。

（注）・購入時に利用者情報登録のお申し出がない場合は、購入（契約）者が補償の対象者となります。

・購入後、利用者情報を登録または変更された場合は、登録または変更された日の翌日 0 時から新たに登録された利用者が補償の対象者となります。

・個人賠償責任補償特約の補償の対象者は、利用者ご本人、ご本人の配偶者、同居の親族および別居の未婚の子となります。

・法人契約は対象外です。

【補償開始日】 mamorino 3 契約日の翌日 0 時となります。

【補償期間】 補償開始日より最大 2 年間（注）となります。

（注） 2 年後応当日の午後 4 時までをいいます。なお、購入後、au 契約を解約、譲渡・承継、一時休止、

機種変更（端末増設を除く）された場合は、その手続きをされた日の月末日午後 4 時をもって補償対象外となります。

【補償内容】 mamorino 3 1 台あたり

入院一時金（入院 2 日以上）	15,000 円
個人賠償責任保険金	最高 200 万円



お支払いできる主な場合

■ケガの補償

- ・日常生活における偶然な事故によるケガのため、2 日以上入院した場合（入院一時金）

■個人賠償責任補償

- ・日常生活における偶然な事故により、他人を死傷させたり、他人の財物に損害を与え法律上の賠償責任を負った場合 など

※詳細は「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご確認ください。

お支払いできない主な場合

■ケガの補償

- ・被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失
- ・闘争行為、自殺行為または犯罪行為
- ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ・細菌性食中毒・ウイルス性食中毒 など

■個人賠償責任補償

- ・業務遂行に直接起因する損害賠償責任 など

※詳細は「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご確認ください。

【事故が発生した場合は】 万一事故が発生した場合は、30 日以内に下記連絡先にご連絡ください。

ご連絡がないと、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

< 連絡先 > mamorino 保険サポートセンター 0120-959-557

< 受付時間 > AM9 時 ~ PM6 時（土日祝日および年末年始を除きます）

【個人情報の取り扱いについて】

本保険契約に関する個人情報は、引受保険会社が保険引受の審査、本保険契約の履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社グループ会社が他の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。また、上記の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、日本損害保険協会、他の損害保険会社、再保険会社等に提供することがあります。ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）については、保険業法施行規則（第 53 条の 10）により、利用目的が限定されています。詳細については、au 損害保険㈱のホームページ（http://www.au-sonpo.co.jp/pc/common/popup/PU_C_7.html）をご覧ください。

お客様 お問い合わせ先

mamorino 保険サポートセンター

TEL : 0120 - 959 - 557 (AM9 時 ~ PM6 時)

(土日祝日および年末年始を除きます)

【引受保険会社】

au 損害保険㈱

【取扱代理店】

㈱KDDI エボルバ 保険代理店部

お支払いする保険金および費用保険金のご説明

スタンダード傷害保険の普通保険約款、特約の補償内容および保険金をお支払いできない主な場合をご説明します。

1 普通保険約款の補償内容

1. 被保険者（補償の対象となる方）が急激かつ偶然な外来の事故によって被った傷害（「ケガ」といいます）に対して保険金をお支払いします。
※ケガには身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に発生する中毒症状を含みます。
2. 傷害事故の範囲および被保険者の範囲のご説明

傷害事故の範囲	一般傷害	被保険者の範囲	mamorino3 利用登録者※
---------	------	---------	------------------

※購入時に利用者情報登録がない場合は、購入(契約)者

- (1) お支払いの対象となる傷害事故の範囲
一般傷害：急激かつ偶然な外来の事故によってその身体に被ったケガをいいます。
- (2) お支払いの対象となる被保険者の範囲
mamorino3使用者：購入時に登録した使用者をいいます。 ※購入時に利用者情報登録がない場合は、購入(契約)者

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
入院一時金	事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に免責日数（1日）を超えて入院された場合	<p style="text-align: center;">入院一時金額の全額</p> <p>※ 1入院につき、1回のお支払いが限度となります。（退院後、再入院した場合は、あわせて1回の入院として取り扱います。</p>	<p>(1) 次のいずれかによるケガについては保険金をお支払いできません。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ②闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ③自動車、原動機付自転車の無資格運転中、酒気帯び運転中または麻薬等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態での運転中の事故 ④脳疾患、病気または心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※1 ⑦地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ⑧自動車等の乗用具による競技、競争もしくは興業またはこれらのための練習を行っている間の事故 ⑨テストライダー、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競走選手、プロボクサー、プロレスラー等やその他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業に従事している間の事故 ⑩山岳登山（ピッケル等の登山用具を使用するもの、およびロッククライミング等をいいます）、職務以外での航空機操縦、スカイダイビング、ハングライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 <p style="text-align: right;">など</p> <p>(2) 下記のものは保険金をお支払いできません。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの※2 ②細菌性食中毒・ウイルス性食中毒 <p style="text-align: right;">など</p> <p>※1 テロ行為によって発生したケガに関しては、自動セットされる「テロ行為補償特約（条件付）」により保険金お支払いの対象となります。</p> <p>※2 被保険者が自覚症状を訴えている場合であってもレントゲン検査、脳波所見、神経学的検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。</p>

(注) 既に存在していた身体の障害または病気の影響などによりケガ等の程度が大きくなった場合は、その影響がなかった場合に相当する金額をお支払いします。

2 個人賠償責任補償特約の補償内容 <相手に対する補償に関するもの>

特約の補償に関するご注意

被保険者またはそのご家族が、既に同種の補償・特約等をご契約されている場合は、補償が重複し、保険料が無駄となることがあります。ご契約にあたっては、特約の補償内容について、ご要望に沿った内容であることを必ずご確認ください。なお、複数あるご契約のうち、これらの補償・特約等が1つの契約のみにセットされている場合は、そのご契約を解約されると、補償がなくなってしまうのでご注意ください。

1. 被保険者が偶然な事故により被った損害に対して保険金をお支払いします。
2. 被保険者は下表に記載したとおりとなります。なお、ご本人とご本人以外の方との関係は、保険金をお支払いする事故等が発生した時におけるものをいいます。

被保険者	特約	個人賠償責任補償特約
ご本人 (mamorino3利用登録者*)		○
ご本人の配偶者		○
その他親族		○

*購入時に利用者情報登録がない場合は、購入(契約)者

(注) その他親族とは、ご本人またはご本人の配偶者と「同居の親族(*1)および「別居の未婚(*2)の子」をいいます。

(*1)親族とは、6親等内の血族、3親等内の姻族をいいます。

(*2)未婚とは、これまでに婚姻歴のないことをいいます。

特約名	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
個人賠償責任補償特約	個人賠償責任保険金	被保険者が、日常生活における偶然な事故や住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故により、他人を死傷させたり、他人の物に損害を与えたりした結果、第三者に対して法律上の損害賠償責任を負った場合 (注) 住宅には、別荘等一時的に居住する住宅を含みます。	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">損害賠償金の額</div> - <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">自己負担額 (0円)</div> ※ 1回の事故につき、個人賠償責任保険金額が限度となります。 ※ 別枠で約款所定の費用(損害防止軽減費用等)をお支払いすることがあります。 ※ 賠償額の決定については、事前に保険会社の承認が必要です。 ※ 他の保険契約または共済契約から保険金が支払われている場合には、保険金を差し引いてお支払いすることがあります。	(1) 次のいずれかによって発生した損害に対しては、保険金をお支払いできません。 ① 被保険者の故意 ② 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変、暴動 (テロ行為によって発生した損害に関しては自動セットされる「テロ行為補償特約(条件付)」により保険金お支払いの対象となります。) ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波 など (2) 次の損害賠償責任のいずれかを負担することによって被った損害に対しては、保険金をお支払いできません。 ① 職務遂行に直接起因する損害賠償責任 ② 職務の用に供される動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ③ 同居する親族に対する損害賠償責任 ④ 第三者との間の約定によって加重された損害賠償責任 ⑤ 心神喪失に起因する損害賠償責任 ⑥ 航空機・船舶・車両(人力のものやゴルフカートを除きます)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 など

A13D240767(1312)